

埼玉工業大学動物実験指針

(目的)

第1条 この指針は、埼玉工業大学（以下「本学」という。）において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき基本的な事項を示すことにより、科学的観点からはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験等を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針の用語の意義は、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）に準じ、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「施設」とは、実験動物の飼養、保管又は実験を行う施設をいう。
- (4) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 「管理者」とは、実験動物及び施設を管理する者をいう。管理者は学長が指名する。
- (6) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。実験動物管理者は管理者が指名する。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画の実施に関する業務を統括する者で、その遂行に責任を負う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、本学において行われるすべての動物実験に適用する。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 飼養保管施設の整備
- (2) 動物実験計画の承認並びに実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置

- (4) 飼養保管施設及び実験室の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会を置く。

- 2 動物実験委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(施設及び設備)

第6条 学長は、動物実験等を適正かつ円滑に実施するために必要な施設及び設備を整備するとともに、その管理及び運営が円滑に行われるように努めなければならない。

(動物実験計画の立案等)

第7条 動物実験責任者は、科学的合理性及び動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて、適正な実験動物の選択、実験方法等を十分検討して動物実験計画を立案し、必要に応じて実験動物に関し専門的知識を有する者又は動物実験委員会の指導、助言等を求め、有効適正な動物実験等が行われるよう努めなければならない。

- (1) 代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

- (2) 実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮する必要があること。

(3) 苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。

- 2 動物実験等を行おうとする責任者は、あらかじめ動物実験計画書を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前号で提出された動物実験計画書を動物実験委員会に諮問し、専門的な事項についての指導、助言等を求めることができる。

（教育訓練）

第8条 学長は、動物実験実施者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施を講じるものとする。

2 前項の教育訓練は、次に掲げる事項について動物実験委員会が行う。

- (1) 関連法令等に関する知識
- (2) 適正な動物実験等の実施に関する知識・技術等
- (3) 事後措置を含む適切な実験動物の飼養・保管を行うために必要な基礎知識
- (4) 事故発生の場合の措置に関する知識

（実験動物の導入等）

第9条 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たっては、発注条件、実験動物の状態、輸送方法等を確認しなければならない。また、必要に応じて、検疫を実施しなければならない。

（実験動物の飼養及び保管）

第10条 管理者および実験動物管理者は、施設及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、適切な餌、給水等の飼養及び保管を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者は、動物実験等の期間中の実験動物についてはもちろん、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。
- 3 実験動物管理者は、特定外来生物を飼養する場合には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第

78号、最終改正：平成17年4月27日法律第33号）に従わなければならない。

(動物実験の操作)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等に当たっては、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないように配慮しなければならない。必要な場合には、実験動物に関し専門的知識を有する者あるいは動物実験委員会の指導、助言等を求めるものとする。

(動物実験終了後の処置)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等を終了し、又は中止した実験動物を処置するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

2 動物実験責任者は、実験動物の死体、排出物等を適切に処置し、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

(記録・保管)

第13条 動物実験責任者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の操作に関し、実験動物管理記録及び動物実験実施報告書に記録し、動物実験委員会からの求めに応じて提出できるよう研究室ごとに保管しなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験)

第14条 動物実験責任者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験等においては、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分配慮しなければならない。なお、施設の周囲の汚染防止については、特段の注意を払わなければならない。

2 動物実験責任者は、前号の危険な物質、病原体等を扱う動物実験等を実施しようとするときは、それぞれの関係法令等に従わなければならない。

(その他の実験動物の取扱)

第15条 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物以外の動物を教育及び研究の利用に供する場合においても、この指針を尊重するものとする。

(自己点検評価)

第16条 学長は、定期的に本学における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を実施することに努めなければならない。

(情報公開)

第17条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、本学における動物実験等に関する情報（機関内規程、動物実験に関する点検及び評価、本学以外による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況、教育訓練の実施状況等）について公表するものとする。

第18条 この指針に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、動物実験委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この指針は、平成19年6月1日から施行する。

その指針は、平成28年4月1日から施行する。

その指針は、平成29年4月1日から施行する。